

藤沢市都市計画審議会会議の傍聴要領

傍聴手続

- 1 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻10分前までに、会場で受付を済ませてください。
- 2 定員は、原則として10人以内です(本日の会議の定員は、10人です)。
- 3 傍聴希望者数が定員を超える場合は、抽選により決定します。

傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- 1 会長の指示に従い、静穏に傍聴してください。
- 2 会議場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないでください。
- 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないでください。
- 4 他の傍聴者の迷惑になるような行動をしないでください。
- 5 写真撮影、ビデオ撮影、録音等をしないでください。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行為をしないでください。

会場の秩序維持

傍聴者がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただきます。

報道関係者の傍聴

- 1 報道関係者の傍聴についても、「傍聴者の遵守事項」及び「会場の秩序維持」は同様の取扱いとなります。
- 2 写真撮影、録画又は録音は、会議の開始前とします(事前に会長の許可が必要となります)。